



注 意

- 吊り具およびワイヤロープは本機の自重を考慮して十分な強度があるものを使用してください。

機体重量

4 1 0 k g

- 本機とワイヤロープが当たる部分には、傷つけないような“やわら”などを当ててください。
- 手すりなどにワイヤロープを掛けて、吊り上げ作業をしないでください。

補 足

●クレーンを使用して吊り上げ作業をおこなう人は、次の資格を取得した人でなければいけません。

■移動式クレーン特別教育修了証

(労働安全衛生法第59条)

■玉掛技能講習修了証

(労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条、クレーン則台221条)

○本機をトラック積み、船積みなどで吊り上げる必要がある場合は、フレームの吊りフックにワイヤロープを引掛けて4点吊りしてください。

